

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 広木折原線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	児玉郡美里町大字円良田字東防シ 田五三三番一地先から同郡同町大 字円良田字笹平一四一五番一地先	区 間
一二・一七 三六・三七	七・四七 一八・五一	敷地の幅員
	五五〇・六〇	延 長
	道路改築工事	備 考